

発 言 通 告 書

発言者氏名	田辺昭人
発言の会議	平成29年 5月10日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、 緊急質問 、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 一問一答
答弁を求める者	市 長、沼田副市長

【件名及び発言の要旨】

1 平成22年12月に選挙管理委員会に割引券つき名刺の公職選挙法上の問題の有無を確認した際の記録について

(1) 私が選挙管理委員会に対して情報公開請求を行って入手した記録には、割引券つき名刺の使用を「注意されるまではやりたい」と記載されていた。

ア 平成29年3月24日の本会議の時点で選挙管理委員会の記録は確認していたのか。

イ 確認していたのであれば、緊急質問の際になぜ言及しなかったのか。

ウ 同日の本会議では、選挙管理委員会とのやりとりを覚えていないと答弁しているが、今でもこの答えに変わりはないか。

エ 「注意されるまではやりたい」という言動には、市長として法を遵守する姿勢が欠けていると思わないか。

(2) この記録には両副市長には相談すると発言したことも記載されている。

ア 市長は、当時の副市長に相談したことを覚えているか。

イ この件について、沼田副市長には市長から相談があったのか。

ウ あったのであれば、相談の内容と沼田副市長の対応はどのようなものだったのか。

2 タウンニュース4月7日号に掲載された「名刺問題について吉田雄人からのお詫びと決意」という記事について

- (1) この記事は誰が書いたものなのか。
- (2) この記事を掲載することは、市として決定したものなのか。
- (3) 記事の中で「当時のやりとりについては、はっきりとは覚えていない」と書かれているが、どのように覚えているのか。
- (4) 記事の中で「ご助言に対する私自身の認識の甘さが、今回の騒動の原因となっている」と書かれているが、「ご助言」とは選挙管理委員会が使用をお控えくださいと伝えたことを指すのか。
- (5) 市長が横須賀市長に就任した時期と割引券つき名刺を使い始めた時期はそれぞれ平成何年の何月からか。
- (6) 記事の中で「市長就任直後で横須賀をしっかりとPRしたいという、はやる気持ちを抑えられなかった」と書かれているが、市長にとって就任直後とはいつまでの期間を指すのか。

3 名刺によるPR効果について

- (1) 割引券がつかない現在の名刺では横須賀のPRができていないと考えるのか。
- (2) 割引券などなくても、名刺の裏に横須賀の名所・名品を記載することで相手方へのPR効果はあると考えるが、市長の見解はいかがか。
- (3) 名刺によるPR効果の見解を踏まえた上で、市長が名刺に割引券をつけようと考えた理由を伺う。

4 3月31日の取材時における発言について

(1) 市長は「この名刺は警察関係の方にも渡しているが、これまで警察から注意されたことはなかった」と話したと聞いている。

ア この発言は、警察が問題視していないことを今さら問題とするのはおかしいという意味なのか。